

居宅介護支援サービス料金表

1・利用料金（ケアプラン作成料） 原則として、自己負担はありません。

※要介護または要支援認定を受けられた方は、介護保険から事業者へ全額給付されます。

※ただし、保険料の滞納により法定代理受領ができなくなった場合、1ヶ月につき要介護度に応じて、下記の金額を頂き、当事業所からサービス提供証明書を発行致します。この、サービス提供証明書を後日保険者の窓口へ提出しますと、全額払戻を受けられます。

居宅介護支援サービス費			単位数	利用料（円）	
基本報酬※	居宅介護支援費Ⅰ（ⅰ）	介護支援専門員1人当たりの担当件数が45件未満の場合	要介護1・2	1,086	11,620
			要介護3～5	1,141	15,097
	居宅介護支援費Ⅰ（ⅱ）	介護支援専門員1人当たりの担当件数が45件以上60件未満の場合	要介護1・2	544	5,820
			要介護3～5	704	7,532
	居宅介護支援費Ⅰ（ⅲ）	介護支援専門員一人当たりの担当件数60件以上の場合	要介護1・2	326	3,488
			要介護3～5	422	4,515
加算	初回加算		一月につき	300	3,210
	入院時情報連携加算（Ⅰ）		一月につき	250	2,675
	入院時情報連携加算（Ⅱ）		一月につき	200	2,140
	退院・退所加算（Ⅰ）イ	入院又は入所期間中1回を限度		450	4,815
	退院・退所加算（Ⅰ）ロ		600	6,420	
	退院・退所加算（Ⅱ）イ		600	6,420	
	退院・退所加算（Ⅱ）ロ		750	8,025	
	退院・退所加算（Ⅲ）		900	9,630	
	特定事業所医療介護連携加算		一月につき	125	1,337
	通院時情報連携加算		一月につき	50	535
	緊急時等居宅カンファレンス加算	一月に2回を限度	200	2,140	
	ターミナルケアマネジメント加算	死亡日及び死亡前14日以内に2日以上在宅の訪問等を行った場合	400	4,280	
	特定事業所加算（Ⅰ）		一月につき	519	5,553
	特定事業所加算（Ⅱ）		一月につき	421	4,504
特定事業所加算（Ⅲ）		一月につき	323	3,456	
特定事業所加算（A）		一月につき	114	1,219	

※介護予防は、3件を1件とカウントします。

※当該事業所が運営基準減算に該当する場合は50/100に相当する単位数となる。また、2か月以上継続して該当する場合は算定しません。

※特定事業所集中減算に該当する場合は、200単位（2,140円/月）を減額します。

※感染症と自然災害のいずれか、または両方の業務継続計画が未策定の場合、基本報酬が3/100減算となります。